

# 令和3年度介護支援専門員実務研修 OJTの概要

---

静岡県介護保険課

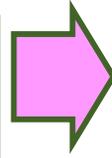
# 平成28年度からの新カリキュラムについて

---

# 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理【概要版】

## 【検討の背景】

- 地域包括ケアシステムの構築  
⇒多職種協働、医療との連携の推進等
- 自立支援に資するケアマネジメントの推進



## 【見直しの視点】

- ①介護支援専門員自身の資質の向上に係る見直しの視点
- ②自立支援に資するケアマネジメントに向けた環境整備に係る見直しの視点

## 【具体的な改善策】

### (1) ケアマネジメントの質の向上

- ①ケアマネジメントの質の向上に向けた取組
  - ・自立支援に資するケアマネジメントに向け、適切な課題抽出や評価のための新たな様式の活用を推進
  - ・多職種協働によるサービス担当者会議の重要性の共有と環境づくり

- ②介護支援専門員実務研修受講試験の見直し
  - ・試験の受験要件を法定資格保有者等に限定する見直しを検討

- ③介護支援専門員に係る研修制度の見直し
  - ・演習に重点を置いた研修制度への見直しや研修修了時の修了評価の実施について検討
  - ・実務研修の充実や基礎研修の必修化について検討
  - ・更新研修の実施方法や研修カリキュラムについて見直しを検討
  - ・研修指導者のためのガイドライン策定を推進
  - ・都道府県の圏域を超えた研修等の実施を検討

- ④主任介護支援専門員についての見直し
  - ・研修修了時の修了評価や更新制の導入について検討
  - ・主任介護支援専門員による初任段階の介護支援専門員に対する現場での実務研修の導入について検討
  - ・地域の介護支援専門員のネットワーク構築の推進

- ⑤ケアマネジメントの質の評価に向けた取組
  - ・ケアマネジメントプロセスの評価やアウトカム指標について調査研究を推進
  - ・ケアマネジメントの向上に向けた事例収集及び情報発信

### (2) 保険者機能の強化等

- ①地域ケア会議の機能強化(多職種協働による個別ケースの支援内容の検討を通じ、自立支援に資するケアマネジメント支援、ネットワーク構築、地域課題の把握、資源開発等を推進)
  - ・制度的な位置付けの強化
  - ・モデル事例の収集など地域ケア会議の普及・促進のための基盤整備
  - ・コーディネーター養成のための研修の取組

- ②居宅介護支援事業者の指定等のあり方
  - ・居宅介護支援事業者の指定権限の委譲を検討

- ③介護予防支援のあり方
  - ・地域包括支援センターへの介護予防支援を行う介護支援専門員の配置を推進
  - ・要支援者の状況に応じた支援のあり方について検討

- ④ケアマネジメントの評価の見直し
  - ・インフォーマルサービスに係るケアマネジメント評価の検討
  - ・簡素なケースについて、ケアマネジメントの効率化を検討

### (3) 医療との連携の促進

- ・医療に関する研修カリキュラムの充実
- ・在宅医療・介護の連携を担う機能の整備の推進
- ・主治医意見書の活用を促進する取組の推進

### (4) 介護保険施設の介護支援専門員

- ・相談員に対して介護支援専門員等の資格取得を推進

⇒ 今後、制度的な見直しに係るものについては介護保険部会、報酬改定に係るものについては介護給付費分科会で議論を進める

# ケアマネジャーの資質の向上の取組

地域包括ケアシステムの構築（多職種協働、医療との連携の推進等）に向け、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの推進する観点から、研修体系を見直すなどケアマネジャーの資質の向上に向けた施策を推進。

## 主な取組例

### ①自己研鑽の努力義務の規定を新設（平成26年6月法改正 平成27年4月施行）

- ・介護保険法第69条の34において新たに規定

「介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。」

### ②地域ケア会議の機能強化（平成26年6月法改正 平成27年4月施行）

- ・多職種協働による個別ケースの支援内容の検討を通じた、自立支援に資するケアマネジメントへの支援

### ③介護支援専門員研修等の見直し（平成26年6月告示改正 平成28年度施行）

- ・介護支援専門員の資質の向上を図るため、座学中心から講義演習一体型中心のカリキュラムへ内容を改正
- ・選択制となっている「認知症」「リハビリテーション」「看護」「福祉用具」といった科目の必修化
- ・主任介護支援専門員については、更新制を導入（平成27年2月告示改正）
- ・都道府県が実施する研修内容の質の確保と平準化を図るため、講師向けのガイドラインを作成
- ・実務研修受講試験の受験要件を法定資格保有者及び相談業務従事者に限定（平成27年2月省令改正）

### ④ケアマネジメントの質の向上（平成26年6月事務連絡）

- ・利用者の状態等を把握し、情報の整理・分析等を通じて課題を導き出した課程について、適切な情報共有に資することを目的とした「課題整理総括表」の策定
- ・短期目標の終了時期に、目標の達成度合いと背景を分析・共有し、再アセスメントをより効果的にすることを目的とした「評価表」の策定

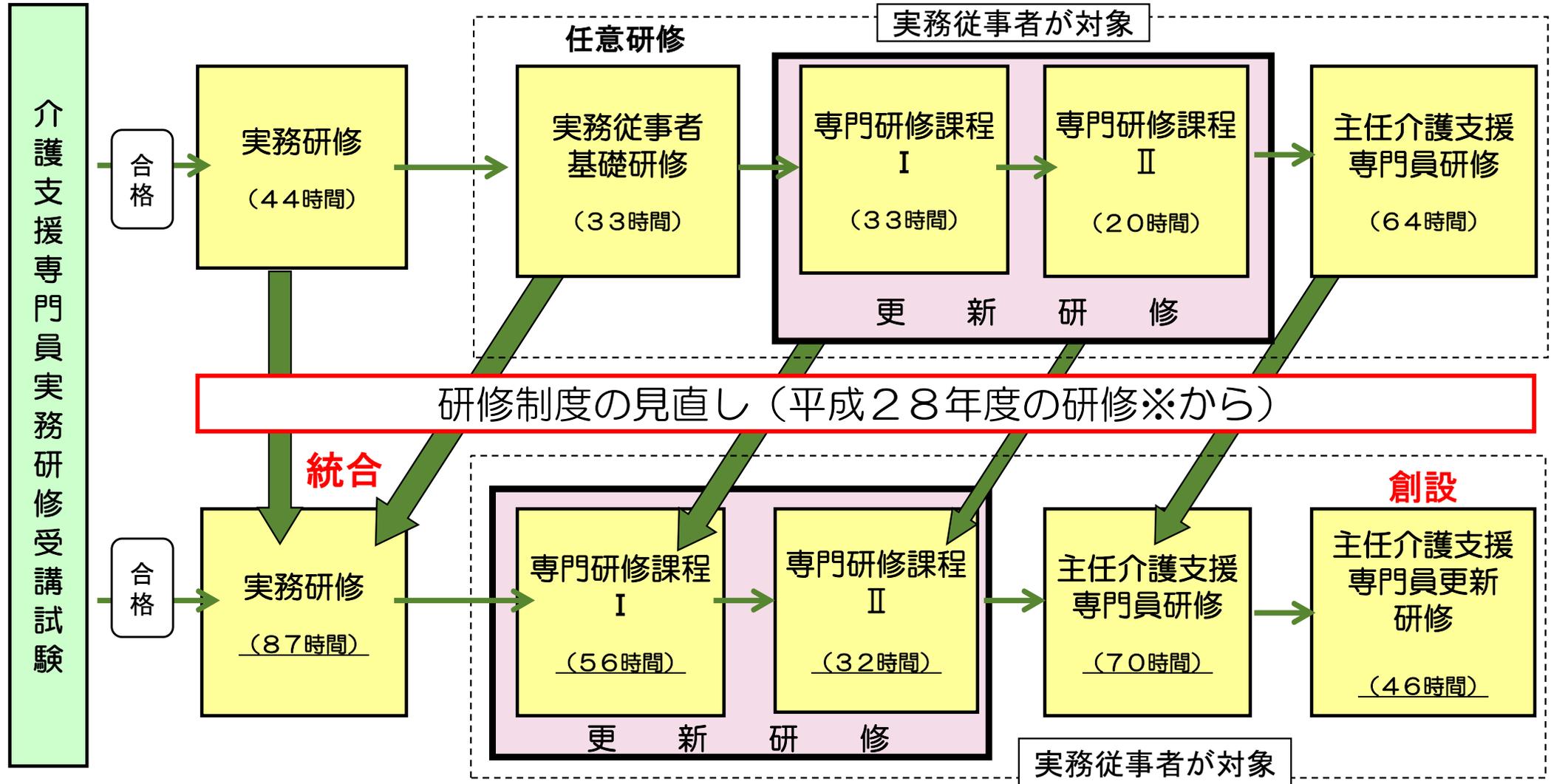
### ⑤ケアプラン点検の充実・強化（平成27年度から適用）

- ・平成27年度からの地域医療介護総合確保基金において、主任介護支援専門員がケアプラン点検に同行し指導する事業のメニュー化

# 介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修制度の見直し

※平成26年6月2日告示公布(主任更新については平成27年2月12日公布)

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、介護支援専門員に係る研修制度を見直す。
- 入口の研修である介護支援専門員実務研修を充実するため、任意の研修となっている介護支援専門員実務従事者基礎研修を介護支援専門員実務研修に統合。
- 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を創設。
- 専門職として修得すべき知識、技術を確認するため、各研修修了時に修了評価を実施。



※ 実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。

# 「新カリキュラム」における実習見直しのねらい

## ケアプラン作成実習

一つの事例についてしっかりと  
取り組んで  
ケアプランを  
作成する

## 見学実習

複数の利用者の  
生活の様子を知る  
ことにより、複数の  
事例について  
ケアマネジメント  
プロセスを  
経験する

# 介護支援専門員実務研修における実習について

介護支援専門員研修課程の見直しに伴い、実務研修の実習については、

- ・ケアマネジメントの実践現場の実態を認識する機会
- ・実施上の効果を高めるため、指導方法を強化の観点で内容を見直し、実施要綱(※)において、実習における留意点を新たに記載

このため、実務研修の実習の実施に当たっては、居宅介護支援事業所の協力が必要

※「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成26年7月4日老発0704第2号)

(別紙1)介護支援専門員実務研修実施要綱

## 介護支援専門員実務研修実施要綱(抜粋)

### 4 研修実施上の留意点

#### (1) 研修実施方法

##### イ 実習における留意点

実習先としては、特定事業所加算を取得している事業所のような指導体制が整っている事業所で行うことが適切であり、主任介護支援専門員が配置されている事業所に協力してもらうことが適当である。

実習に当たっては、一つの事例だけではなく、複数の事例についてケアマネジメントプロセスを経験することが効果的であり、アセスメントからモニタリングまでの一連のケアマネジメントプロセス(同行等による利用者の居宅訪問、サービス担当者会議開催のための準備や当該会議への同席も含む)を経験することが適当である。なお、実習期間中にサービス担当者会議が開催される機会がなく、会議に同席できなかった場合には、実習先の指導者によって、サービス担当者会議の準備や会議当日の議事進行の方法等を説明することにより理解を促すこと。

実習においては、事前に実習に係る対象者等の同意を得るとともに、特に対象者の安全の確保や知り得た秘密の厳守について万全を期すよう受講者に周知徹底すること。

# 質の高いケアマネジメントを実施する事業所の評価の推進（特定事業所加算の見直し）

算定要件		加算(Ⅰ)月 500単位	加算(Ⅱ)月 400単位	加算(Ⅲ)月 300単位	加算(Ⅳ)月 125単位
①	常勤専従の主任介護支援専門員2名以上配置	○	主任介護支援専門員1名以上配置	主任介護支援専門員1名以上配置	加算(Ⅰ)、 (Ⅱ)又は(Ⅲ) のいずれかの 算定要件を満 たしていること。
②	①に加え、常勤専従の介護支援専門員3名以上配置	○	○	介護支援専門員2名以上配置	
③	利用者の情報やサービス提供上の留意事項の伝達等を目的とした会議を概ね週1回以上開催	○	○	○	
④	24時間連絡体制・相談対応体制の確保	○	○	○	
⑤	利用者総数(⑦の支援困難事例を除く)のうち、要介護3～5の割合が40%以上	○	-	-	
⑥	介護支援専門員に計画的に研修を実施	○	○	○	
⑦	地域包括支援センターから紹介される支援困難事例を積極的に受け入れて対応	○	○	○	
⑧	地域包括支援センター等主催の「事例検討会」等へ参加	○	○	○	
⑨	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用なし	○	○	○	
⑩	介護支援専門員1人の利用者数が40名未満	○	○	○	
⑪	介護支援専門員実務研修における「実習科目」等への協力体制を整備	○	○	○	
⑫	他の法人の居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施	○	○	○	
⑬	前々年度の3月～前年度の2月までの間に退院・退所加算の算定にかかる医療機関等からの情報提供を受けた回数が35回以上	-	-	-	○
⑭	⑬に示す期間にターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定	-	-	-	○
⑮	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定	-	-	-	○

# 令和3年度実務研修「OJT」について

---

# 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の 人員基準等の 臨時的な取扱いについて（第 14 報）」

実習の取扱いについては、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、研修実施主体の都道府県の判断により、例えば、以下のいずれかの方法によって実施し、例外的に実習を免除することは可能である・・・

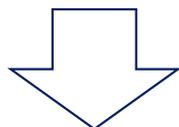
・・・質の担保の観点から、**雇用する事業所に対して、従事開始に伴い、有資格者の居宅訪問への同行などを通じたOJT等を3日間以上行わせるようにすることを前提に、実習を免除する。**

# 令和3年度の介護支援専門員の 資格登録と証の交付について

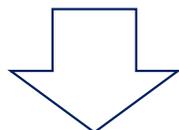
実務研修終了後 → 資格登録

OJT終了後 → 証の交付

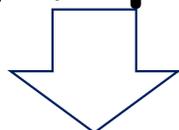
実務研修終了後、  
介護支援専門員として就職決定！



就職先で「OJT」実施



「OJT」課題と証の申請書を県介護保険課へ提出



県介護保険課から介護支援専門員証の発行



介護支援専門員として業務開始！

# 令和3年度実務研修における 「OJT」とは…

---

## 「OJT」とは・・・

「令和3年度実務研修を修了し、介護支援専門員として就職が決定している者が、就職先の事業所、又は施設等において3日間の見学実習及び4日目に模擬面接・模擬ケアプラン作成の指導を受けること」

## **=事業所・施設一覧=**

**ア 居宅介護支援事業所**

**イ 特定施設入居者生活介護（介護予防含む）事業所**

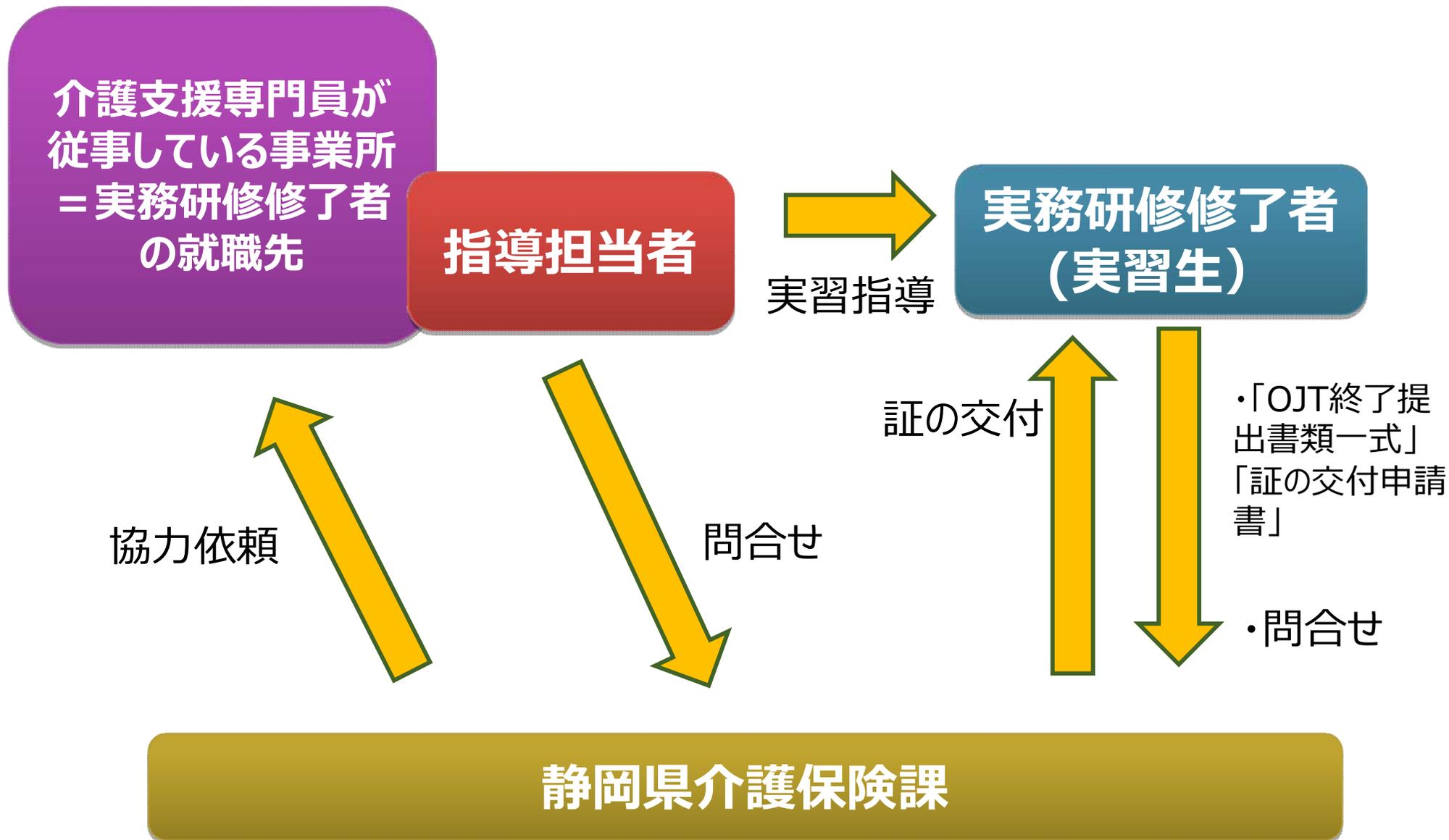
**ウ 地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／認知症対応型共同生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所）**

**エ 介護保険施設（介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護医療院・介護療養型医療施設）**

**オ 地域密着型介護予防サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護／介護予防認知症対応型共同生活介護）**

**カ 地域包括支援センター**

# OJTの実施における関係機関の主な役割



# 「OJT」の事業所が行う全体像

## 準備

指導担当者の選定

模擬面接協力者の選定

## 実施

オリエンテーション、見学実習・模擬面接等に向けた準備

OJTの実施

- ① ケアマネジメントプロセスの体感・業務全体の見学（1～3日目）
- ② 模擬面接・模擬ケアプラン作成（4日目）

## フォロー

OJT①（1～3日目）

振り返り、実習生へのフィードバック

OJT②（4日目）実施全体の評価・振り返り

# OJTの実施にあたり

## ■ 基本的な考え方 ■

- **OJTを実施する事業所は、適切な知識・技術を提供するだけでなく業務に対する姿勢や倫理観の模範となることが求められます**
- **利用者訪問、又は入居者との面談の際に実習生を同行させて、多様な要介護（要支援）高齢者の生活を「見学」することから、利用者ごとの関係性を適切に構築していることを、身をもって示すことが必要です**

# 事業所が取り組むべきこと【実施】

- **オリエンテーション、見学実習・模擬面接等に向けた準備**

ケアマネジメント  
の実務の全体  
像の説明

訪問時のコミュ  
ニケーションに  
対する留意点  
の確認

利用者情報の  
共有

実習を通じて学  
ぼうとする課題  
の設定

# OJT

## 【事前準備】 事業所が行うこと

- 指導担当者の選定
- 実習の目的や意義、具体的な展開方法等を事業所内で共有
- 「OJT①」の3日間の日程と予定の調整
- 「OJT②」の模擬面接協力者(※1)の選定と模擬面接日程調整

(※2) OJT①終了後の日程とすること

## 「OJT②」の模擬面接協力者(※1)

- ・ 県内在住で、介護保険の被保険者（第2号被保険者も含む）であり、かつ、要介護認定（要介護1～5）、又は要支援認定（要支援1・2）を受けている方

# 「OJT②」の模擬面接協力者(※1)

## <対象外>

- ・ (居宅のみ)独居、又は訪問時に家族が不在の方
- ・ 免疫力低下がみられる方
- ・ 訪問時間が長くなると予測される方
- ・ 実習生の家族、又は親しい身内の方
- ・ OJT①で担当指導者と訪問（面接）する予定の方
- ・ 県外在住の方

# 「OJT」の流れ

## 「OJT①」 1～3日目

- ・ 初日オリエンテーション
- ・ ケアマネジメントプロセスの体感
- ・ 業務全体の見学
- ・ 振り返り・フィードバック

## 「OJT②」 ※ 「OJT①終了後」

- ・ 模擬面接
- ・ 模擬ケアプラン作成
- ・ 振り返り・全体評価

## 「OJT①②」 終了後

- ・ 「OJT修了提出書類一式」を県へ提出

# 「OJT①」

## 【目的】

“就業先の主任介護支援専門員又は  
介護支援専門員が活動している場面  
等を見学・観察してケアマネジメン  
トプロセスの実施を直接的に学ぶ”

# 「OJT①」 | 目目

## ●初日オリエンテーション

- ・ 具体的に何を学んでほしいか？（学習のねらい）
- ・ 事業所における業務の流れ、整備している職務上のルール
- ・ 訪問時、面談時のコミュニケーションに対する留意点の確認

# 「OJT①」 | 目目

## ●初日オリエンテーション

- ・「模擬面接」協力者の紹介、面接予定日を伝える、必要な情報提供（氏名、住所、電話番号、配慮する点）
- ・実習生から「模擬面接協力者」に連絡を入れる  
(あいさつ、協力のお礼、実習の目的、面接日の確認)

# 「OJT①」 1～3日目

## ●ケアマネジメントプロセスの一連を体感

- ・インタビュー ・アセスメント ・ケアプラン原案作成
- ・サービス担当者会議 ・モニタリング ・給付管理等

その他： 地域ケア会議、入退院時カンファレンス、  
ケース検討会等

\* OJT実施中に上記の機会がない場合は、  
指導担当者により各場面について口頭説明

# 「OJT①」 1～3日目

## ●業務全体の見学

- ・ 介護支援専門員の実務一連
- ・ 利用者宅訪問、入居者面談
- ・ 他事業者とのやり取り
- ・ 予定変更、臨機応変の対応場面 等

# 「OJT①」 1～3日目

## ●振り返り、実習生へのフィードバック

- ・「OJT①記録シート」の記入（様式A-1-①②③）→振り返りの基本材料
- ・学習のねらいに対しどのような成果があったかを評価
- ・実習生が気付いたこと、感じたことに着目し言語化できるようサポート
- ・介護支援専門員として今後さらに学ぶべきことを具体化する

# 「OJT①」 1～3日目 実習生が行うこと

## 1日目

- ・ 模擬面接協力者への連絡

## 1～3日目

- ・ 「OJT記録シート」の記入（様式A-1  
-①②③）
- ・ 模擬面接協力者の居住地域の社会資源について調査し、「社会資源調査票」へ記入  
（様式B-8）

「OJT①」 1～3日目終了後



「OJT②」 4日目を実施

# 「OJT②」 4日目

## 【目的】

実際に要介護（要支援）状態にあり、居宅又は施設サービスを利用されている方（模擬面接協力者）の協力を得て、インタビュー、アセスメント、居宅（施設）サービス計画（模擬ケアプラン）作成といったケアマネジメントプロセスを実践する。

# 「OJT②」 4日目

## ●利用者・入居者との模擬面接

- ・ 基本的には実習生一人で行う
- ・ 面接は、1回限り
- ・ 面接時間は、担当指導者により指示

# 「OJT②」 4日目

## ●模擬ケアプラン作成

- ・（面接時に聞き洩らしがあった場合の）  
情報提供

注）必要以上の情報提供や現行のケアプラン等  
を見せることは控える

- ・作成した様式B-1～B-10の確認  
実習生の視点、捉え方、考え方を受け入れ、  
必要に応じ指導、サポート

# 「OJT②」 4日目

## ●振り返り・全体評価（実習生と）

- ・「OJT②記録シート」の記入（様式A-②）  
→振り返りの基本材料
- ・学習のねらいに対しどのような成果があったかを評価
- ・実習生が気付いたこと、感じたことに着目し言語化できるようサポート
- ・介護支援専門員として今後さらに学ぶべきことを具体化する

# 「OJT②」 4日目

## ●振り返り・全体評価（事業所内で）

- ・実習体制、指導体制についての成果と今後の課題

- ・様式A-3「事業所から見た実習生評価シート」様式A-4「実務研修OJT報告書」の記入



記入後、実習生に手渡す

# OJT①② 終了後 実習生が行うこと

- 「OJT修了提出書類一式」を県へ提出

\*令和3年度実務研修OJT課題

「OJT修了提出書類一式」チェック表  
を参照

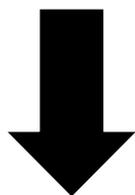
注！

書類の不備等がある場合、介護支援専門員証の交付手続きを進めることができません。

# OJT①② 終了後 実習生が行うこと

★介護支援専門員証の交付申請をする場合…

- 「OJT修了提出書類一式」
- 「介護支援専門員証の交付申請をする方の提出書類一式」



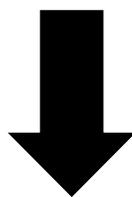
静岡県介護保険課へ郵送にて提出

# OJT①② 終了後 実習生が行うこと

★介護支援専門員証の交付申請をしない場合…

※この場合は、OJTを修了しても介護支援専門員として実務に就くことはできません。

- 「OJT修了提出書類一式」
- 「チェックシート」



静岡県介護保険課へ郵送にて提出

「OJT」に関するお問い合わせは…

静岡県介護保険課

メールアドレス

[kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp)